

原議保存期間 10年
(平成27年12月31日まで)

各管区警察局広域調整部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁運発第106号
平成17年9月22日
警察庁交通局運転免許課長

高齢者講習等の効果的かつ円滑な実施について

高齢化社会の進展に伴い、高齢者講習の受講者数は年々増加し昨年は126万人を超え、今後の受講者数は更に増加することが見込まれている。

高齢者講習は、高齢運転者による交通事故防止を図るための制度として定着し、効果を上げている一方で、受講者数の増加等により、一部の地域では、受講を申し込んだ者が受講まで長期間待たされたり、不便な場所で受講せざるを得ないなどの問題（以下「長期受講待ち問題等」という。）が生じ、受講者の利便を損ねるとともに、受講意欲の低下を招くことが懸念される。

こうした問題を解消するとともに、高齢化社会の更なる進展に対応するため、この度、講習実施体制を充実・強化する観点から、講習指導員の要件等の見直しが行われたところである（平成17年9月22日付け警察庁丙運発第32号「高齢者講習の運用について」）。そこで、この見直しの趣旨、内容について周知を図るとともに、高齢者講習等が効果的かつ円滑に実施されるよう、次の措置を講じられたい。

記

1 講習実施体制の充実強化等

(1) 受講者数の増加への対応

高齢者講習は、その多くが都道府県公安委員会から委託された自動車教習所において実施されており、長期受講待ち問題等を生じさせないようにするための根本的な対策は、講習実施機関（各自動車教習所等）に受講者数の増加に対応した講習実施体制を確保させることである。

そのため、受講者数をできる限り正確に見込めるよう、年間の高齢者講習の受

講予定者数、70歳以上の運転免許保有者数の将来予測等の情報を講習実施機関に提供するなどした上で、その予測に基づいた講習実施計画を策定させるとともに、逐年、教習業務の繁忙期を含め、増加する受講者に確実に対応できるよう、計画的な講習実施体制の整備について指導すること。

また、各講習実施機関の体制整備状況を適宜把握し、受講者数の増加に的確に対応できているかなどを分析の上、必要な指導を行うこと。

(2) 受講者の多様な希望への対応

受講者の中には、自宅から遠隔地の講習実施機関であっても特定の曜日・日時での受講を希望する者、時間に余裕はあるが自宅から近い場所での受講を希望する者等、多様な希望を持った者が存在すると考えられる。

こうした受講者の多様な希望に応えるため、例えば、地域ごとに土曜日や休日でも受講できる講習実施機関を設けたり、地域バランスを考慮した講習実施機関の設置に努めるなど、受講者の利便の向上という視点に立って各都道府県の実情に応じた講習実施体制の整備に努めること。

また、今般、講習指導員の要件について見直しが行われたところであるが、二輪車を用いた講習指導体制が弱体化して講習効果を低下させること等のないよう、日常使用している車種を用いた指導を希望する受講者の要望に的確に応じられる講習体制の整備を図ること。

2 運転免許に係る講習に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第2条第1項1号の表の上欄の二の項に定める講習（以下「シニア運転者講習」という。）の推進

シニア運転者講習は、地域、生活環境等に照らし自動車等の運転に関し、ほぼ共通の条件下にあると認められる者の参加を募り、受講者にふさわしい内容により実施される講習として、地域の友人同士などのグループで受講することにより、受講者の緊張感が和らぐなど、より高い講習効果が期待できる。

一方、シニア運転者講習は、免許証の更新を申請する日前6月以内に受講している場合は、高齢者講習を受ける必要がないものとされているため、例えば、教習所の繁忙期や降雪期以外の時期におけるシニア運転者講習の受講を促すことにより、高齢者講習の長期受講待ち問題等を生じさせないようにする効果があると考えられ

る。

そこで、次によりシニア運転者講習を推進すること。

(1) 地域の高齢者団体等と講習実施機関の協力関係の構築に向けた協力援助

シニア運転者講習を効果的に行うためには、講習実施機関と老人クラブ、社会福祉協議会等の高齢者関係団体との協力関係の構築が必要である。具体的には、講習実施機関が高齢者関係団体の協力を得て講習受講者を募集し、講習実施機関はその受講者の特性に応じた内容の講習計画を策定して実施することなどが考えられ、警察は講習実施機関とこれら団体との間で協力関係が構築されるように、双方に働き掛けるなど必要な協力援助に努めること。

(2) 講習通知書の活用

高齢者講習の講習通知書は、従来、更新期間が満了する日の100日前に送付することとされていたが、平成17年9月22日付け警察庁丙運発第32号「高齢者講習の運用について」により、シニア運転者講習の受講の促進を図るため必要のある都道府県にあっては、更新期間が満了する日の190日前に講習通知書を送付できることとされた。

また、同通達により、講習通知書には、シニア運転者講習に関する事項を記載することとされたが、具体的には、シニア運転者講習の趣旨、受講を申し込むための連絡先等について記載すること。

(3) 積極的な委託の推進

上記(1)、(2)の措置の前提として、シニア運転者講習の講習実施機関を高齢者の居住実態、地理的条件を勘案して必要な箇所に整備するよう委託を積極的に推進すること。

3 受講予約に対する親切的対応

高齢者講習の受講は、法律上の義務であり、運転免許保有者としての義務を履行するために予約の申込みを行う高齢者に対しては、警察において各種相談等を受理する場合と同様、相手の立場に立った親切、丁寧な対応が求められる。こうした観点から、講習実施機関は、高齢者から予約申込みを受けた際に、受入れが困難な事情がある場合には、申込者の要望を懇切に聞き取り、必要に応じ受入れ可能な他の講習実施機関を仮予約して教示するよう努めるなど、できる限り高齢者の利便に配

意した措置を講じるべきである。そこで、この旨を講習実施機関に対し指導すること。

また、受講可能な他の講習実施機関を迅速に探すことができるようにするため、必要に応じ、各講習実施機関において相互に予約状況を確認できる仕組みを設けること等について指導すること。